

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月8日（平成29年（行情）諮問第325号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第383号）

事件名：「東京労働局が特定企業に対して実施した捜査を踏まえて捜査情報等の開示できない情報を除く行政文書」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月の特定企業の株主総会において、株主として「サービス残業はさせてませんね。」という質問に対して「ない」と言うような回答があった。後日、報道で東京労働局が重労働で平成28年特定月から特定企業を捜査していることを踏まえて、捜査情報等の開示出来ない情報を除く行政文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月26日付け東労発総開第28-421号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

通知書では、「法9条2項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。」とある、その理由として、「開示請求書の不備が補正されないため。」とある。

審査請求人は平成29年4月10日11時に現在の情報公開開示請求担当のAに電話し、「開示請求の内容については、平成29年3月16日に訪問し前任者に伝えており、前任者から尋ねて下さい。」と申し述べた。Aは「聞いていない。」との一点張りで、審査請求人が「前任は何処に異動になったのか。」とAに尋ねても答えなかった。

審査請求人は、文書担当（過特のB）に事前にアポイントを取って、平成29年3月16日に訪問したが、前任者は案内せず、請求する行政文書の名称を審査請求人から聴き取り、審査請求人が手書きする旨の申

出を無視して、前任者がワープロで打ち込み、審査請求人に対して住所・氏名を記載させた経緯がある（審査請求人は当然文書が特定されていると解釈して記載した。）。

この事もAに述べたがまったく無視して、対応する言葉使いも悪く、補正期限を決めて不開示の処分をした経緯である（補正書は電話した後日審査請求人に届いている。）。

法9条2項の規定は開示拒否であり、審査請求人はAに電話にて理由を述べており、東京労働局の人事異動による内輪の事情により非開示決定される事は、まったくもって侵害である（他の省庁では、努めて請求者の意に沿うよう、意見を聞いている。）。

よって、不開示決定処分は不当であり、開示請求に係る不開示部分の開示を求める。

(2) 意見書

ア 理由説明書では「文書を特定することは困難」とあるが、その努力をされていない。

イ 「相当の期間を定めて補正を求めている」とあるが、平成29年3月29日と平成29年4月7日から平成29年4月26日まで1か月にも満たなく「相当の期間」にはあたらない。

ウ 審査請求人は、具体的に株主総会と述べており、過特の捜査は特定できるはずである。

エ 「約100店舗の支店が存在すること」とあるように、処分庁は審査請求人以上の情報があり、開示請求に記載した内容から特定できるはずであるが、その努力もなされないで、さらに③で「その存否を答えただけで」と、あるように非開示の理由を逸脱して、「～開示することになるものも考えられること」と、訳の判らぬ弁明している。

オ 「補正がなされないままに特定することは不可能であり」と、断定しているが過督の内容は報道等であるとおりに、まったく職務怠慢にほかならない。

カ 開示請求の窓口を訪問したのは、閉庁間際の17時近くであり、審査請求人が自筆で書く事を妨げ、ワープロで担当が打ち加工したもので、文書特定がなされるものと解釈していたが、担当が異動になり、その担当の真意を確認する事もせず、役所の処分ありきで、情報公開制度を冒涇することは、処分庁として許されるものではなく、処分は不当であり、開示請求に伴う開示を求めるものである。

キ 担当の異動先を照会した開示請求を非開示となり、審査請求中であることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年3月16日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成29年特定月の特定企業株主総会において、株主として「サービス残業はさせていませんね。」という質問に対して「ない」というような回答があった。後日、報道で東京労働局が重労働で平成28年特定月から特定企業を捜査していることを踏まえて、捜査情報等の開示できない情報を除く行政文書。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年4月26日付け東労発総開第28-421号により、不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年5月10日付け（同月11日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京労働局が特定企業に対して実施した捜査を踏まえて、捜査情報等の開示できない情報を除く行政文書」に関して行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

法3条の規定による開示の請求は、法4条1項2号の規定により、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長に提出しなければならず、行政機関の長は、同条2項の規定により開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」とされている。

本件審査請求に係る開示請求において、処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から請求者が求める行政文書を特定することは困難であるため、法4条1項2号に定める記載事項に不備があると認め、請求者に対し、平成29年3月29日及び同年4月10日付けの2度に渡り、相当の期間を定めて補正を求めている。

しかし、請求者が2度の補正依頼に応じることはなかった。

本件審査請求を受けて、諮問庁が行政文書開示請求書及び処分庁が行った補正依頼の内容を確認したところ、

- ① 本件特定企業は、全国に多数の支店を有しており、処分庁の管内においては、約100店舗の支店が存在すること

- ② 「捜査情報等の開示できない情報を除く行政文書」として，処分庁が保有する特定企業に係る「行政文書」については，処分庁が補正依頼により例示した労働基準監督行政に係る法定の届出書類に留まらず，労災補償行政又は労働安全衛生行政に係るものなど多岐にわたる可能性があること
- ③ 請求者が求める行政文書によっては，その存否を答えるだけで，法5条各号に掲げる不開示情報を開示することになるものも考えられること

等の理由から，このうち請求者が求める行政文書を補正がなされないままに特定することは不可能であり，行政文書の特定が不十分であるとして，法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は，審査請求書の中で，「請求する行政文書の名称を請求人から聴き取り，請求人が手書きする旨の申出を無視して，前任者がワープロで打ち込み，請求人に対して住所・氏名を記載させた経緯がある（請求人は当然文書が特定されていると解釈して記載した）。」（原文ママ）と主張し，原処分の取消しを求めているが，処分庁に確認したところ，処分庁においては，請求者が申し出た内容をそのまま開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に印字し，請求者に対して，申し出た内容では行政文書を特定することが困難であるため，補正依頼を求める旨を説明した上で，上記（2）のとおり補正を求めていることから，請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり，原処分を維持することが妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年11月9日 審議
- ⑤ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，開示請求に形式上の不備があり，本件対象文書を特定することができないとして相当の期間を定めて補正を求めた。しかし，審査請求人による補正

が行われなかったことから、原処分（不開示決定）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めるとしているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件開示請求における補正の経緯を踏まえ、原処分の妥当性について、以下、検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 行政文書の特定が困難であることについて

ア 諮問庁は、本件開示請求の対象となる行政文書の特定が困難であることについて、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

- ① 本件特定企業は、全国に多数の支店を有しており、処分庁の管内においては、約100店舗の支店が存在すること
- ② 「捜査情報等の開示できない情報を除く行政文書」として、処分庁が保有する特定企業に係る「行政文書」については、処分庁が補正依頼により例示した労働基準監督行政に係る法定の届出書類にとどまらず、労災補償行政又は労働安全衛生行政に係るものなど多岐にわたる可能性があること
- ③ 審査請求人が求める行政文書によっては、その存否を答えるだけで、法5条各号に掲げる不開示情報を開示することになるものも考えられること

等の理由から、審査請求人が求める行政文書を補正がなされないままに特定することは不可能である。

イ 上記諮問庁の説明を踏まえると、「東京労働局が重労働で平成28年特定月から特定企業を捜査していることを踏まえて、捜査情報等の開示出来ない情報を除く行政文書」という開示請求書の記載だけでは、審査請求人が開示を求める行政文書を特定することは困難であると認められる。

(2) 行政文書の特定に係る補正の求めについて

当審査会において諮問書に添付された審査請求人に対し補正を求めた文書の内容を確認したところ、以下のとおりである。

ア 処分庁は、平成29年3月29日付けの「行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の名称」等の特定について」において、開示請求書の記載では、請求する行政文書を特定することができないことから、審査請求人に対し、請求する行政文書が特定できるよう、労働基準監督機関において保有する行政文書の名称を例示した上で、相当の期間（12日）を定めて補正するよう求めている。

イ 次に、処分庁は、平成29年3月31日付けの「行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の名称」等の特定のための参考資料の送付について」により、審査請求人に対して、行政文書の特定をす

るための参考資料として「監督指導業務文書ファイル一覧表」を送付した。

ウ 上記補正の求めに対し、審査請求人からの回答がなかったことから、処分庁は、平成29年4月10日付けの「行政文書開示請求書の補正について」において、再度、請求する行政文書を特定するよう、相当の期間（14日）を定めて補正するよう求めている。

以上のように処分庁が審査請求人に対して行った形式上の不備に係る補正の求めは、開示を請求する行政文書の特定を求めるものであり、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、処分庁の補正の求めは、法4条2項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。

(3) 以上のことから、本件開示請求には形式上の不備があると認められ、処分庁による相当の期間を定めた補正の求めによっても、その不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子